

生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果に係る措置について生駒市長から通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成22年2月24日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美

生駒市監査委員 井 上 圭 吾

生駒市監査委員 井 上 充 生

平成 2 2 年 2 月 1 7 日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美 様  
生駒市監査委員 井 上 圭 吾 様  
生駒市監査委員 井 上 充 生 様

生 駒 市 長 山 下 真

住民監査請求に係る監査の結果（勧告）により行った処理について（通知）

このことについて、平成 2 1 年 1 0 月 1 日付け生監委第 1 4 4 号により住民監査請求に係る監査の結果（勧告）の通知を受けたことについて、当該勧告に係る結果について下記のとおり、地方自治法第 2 4 2 条第 9 項の規定に基づき通知します。

#### 記

##### 1 勧告の内容

嘱託登記業務の委託に際し、一般競争入札等のより競争性の高い方法の実施の可能性や方法等につき、調査・検討を行い、その結果を 6 か月以内に報告するよう求める。

##### 2 調査・検討の結果

勧告を踏まえ、県内各市及び近隣市の取扱状況等の調査を実施したが参考となる事例が少ないことから、価格の有利性・透明性、品質の確保、履行の確実性、入札実施の技術的な問題等につき、新規事業から試行的に一般競争入札等による、競争性の高い方法を取り入れる。施行結果を踏まえ生駒市に適した契約方法の検討を重ねていく。

なお、各業務のうち、継続事業となっているものについては、引き続き奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約を併用して実施する。

以上